

令和6年度 京都市予算案 事業概要

保健福祉局

事務事業名	若年がん患者在宅療養支援助成事業			
予 算 額	1,000 千円	新規・充実・継続の別	新規	
担 当 課	健康長寿のまち・京都推進室 健康長寿企画課(222－3419)			
【事業実施に至る経過・背景など】 18歳から39歳までの若年がん患者は、本人の希望により自宅で療養する際に、介護保険制度（末期がん患者は40歳以上が対象）や小児慢性特定疾病医療費助成制度（18歳未満が対象）が適用されないため、在宅療養生活に必要な訪問介護や福祉用具の利用料が全額自己負担となり、患者及びその家族への大きな負担となっている。 このため、18歳から39歳までの末期がん患者の方が住み慣れた生活の場で安心して自分らしい生活が過ごせるよう、患者とその家族の負担を軽減するため、在宅療養生活における介護サービスの利用料等の助成を行う「若年がん患者在宅療養支援助成事業」を、府市協調により創設する。				
【事業概要】 18歳から39歳までの末期がん患者で在宅療養を希望する方に対して、在宅療養生活で必要となる介護サービス費用や福祉用具の貸与・購入の費用について、助成を行う。				
＜対象者＞ 次の①～③のすべてに該当する方 ① 京都市内に住所を有する18歳から39歳までのがん患者 ② 一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがない状態に至ったと医師が判断し、在宅療養生活への支援及び介護が必要な方 ③ 他の制度において同様の助成又は給付を受けることができない方				
＜支援内容＞				
支援内容	対象経費 上限額	補助率	補助 上限額	備考
訪問介護・訪問入浴介護の介護サービス 費用及び福祉用具の貸与費用	80,000 円	90%	72,000 円	月額
福祉用具の購入費用	100,000 円		90,000 円	年額
【参 考（他都市の状況・事業効果など）】 本市を除く政令指定都市19都市中11都市（さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、静岡市、浜松市、名古屋市、大阪市、神戸市、北九州市、福岡市）で支援を実施。				

令和6年度 京都市予算案 事業概要

保健福祉局

事務事業名	介護基盤等整備助成		
予 算 額	111,100 千円	新規・充実・継続の別	継続
担 当 課	健康長寿のまち・京都推進室 介護ケア推進課(213－5871)		
[事業実施に至る経過・背景など]			
これまでから、高齢者一人ひとりが、自らの意思に基づき、住み慣れた地域で、いきいきと健やかに暮らせる「健康長寿のまち・京都」の実現に向けて、「京都市民長寿すこやかプラン」に基づき、介護サービス基盤の充実など必要な介護サービスの供給量の確保に取り組んでいる。			
[事業概要]			
令和6年度は、要介護者の在宅生活を支えるため、24時間対応型の在宅サービスの整備助成を行うとともに、特別養護老人ホーム多床室のプライバシー保護のための改修を行う。			
《整備助成を行う介護施設等》 ※ 詳細は別紙のとおり			
小規模多機能型居宅介護事業所（新設）		・・・2か所	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（新設）		・・・1か所	
特別養護老人ホーム（多床室のプライバシー保護のための改修）		・・・2か所	
[参 考（他都市の状況・事業効果など）]			
《市内事業所数（令和5年12月末時点）》			
小規模多機能型居宅介護事業所		・・・101か所	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		・・・22か所	

○小規模多機能型居宅介護事業所整備助成

区分	施設名称	場所
新設	かのん紉の森(仮称)	左京区下鴨松ノ木町
新設	東山区馬町(仮称)	東山区芳野町

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所整備助成

区分	施設名称	場所
新設	特別養護老人ホームビハーラ十条(仮称)	南区吉祥院南落合町

○特別養護老人ホーム多床室のプライバシー保護のための改修支援

施設名称	場所
特別養護老人ホーム和順の里	北区大北山原谷乾町
特別養護老人ホーム大原ホーム	左京区大原戸寺町

令和6年度 京都市予算案 事業概要

保健福祉局

事務事業名	障害者医療費支給制度の拡充		
予 算 額	214,100 千円 (全体事業費 3,685,427 千円のうち充実分)	新規・充実・継続の別	充実
担 当 課	障害保健福祉推進室(222－4161) 生活福祉部 保険年金課(213－5861)		
[事業実施に至る経過・背景など]			
障害者医療費支給制度(※)は、現在、身体障害、知的障害の方を対象とし、精神障害の方は対象外としている。一方で、近年の精神障害の方のニーズの高まりや、多くの都道府県、市町村が精神障害の方も対象としている状況を踏まえ、令和4年度から京都府及び府内市町村において、精神障害の方に拡充する場合の対象者の範囲等について議論を重ねてきた。			
令和5年8月に、学識経験者や当事者団体等が参画する「 <u>重度障害者医療助成制度あり方検討会議</u> 」から、対象範囲等に関する意見書が提出されたことから、当該意見書の内容を踏まえ、府市協調により制度の拡充を行う。			
※ 国民健康保険などの被保険者を対象とした、重度心身障害者医療費支給制度と、後期高齢者医療の被保険者を対象とした、重度障害老人健康管理費支給制度の両方を指す。			
[事業概要]			
当該制度は、重度の障害を持つ方が、健康保険証を使って医療機関等を受診された場合に、窓口で支払われる医療費(健康保険の自己負担額)を京都市が支給する制度。			
<u>現行の重度の身体、知的障害者に加えて、令和6年8月から重度の精神障害者にも対象を拡充する。</u>			
(現行の対象)			
① 1級又は2級の身体障害者手帳の交付を受けている方			
② 知的障害者更生相談所及び児童相談所において知能指数が35以下と判定された方			
③ 知的障害者更生相談所及び児童相談所において知能指数が50以下と判定された方で、かつ、3級の身体障害者手帳の交付を受けている方			
<u>(拡充の対象)</u>			
① 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方			
② 精神障害者保健福祉手帳2級の交付を受けている方で、かつ、身体障害者保健福祉手帳3級の交付を受けている方			
③ 精神障害者保健福祉手帳2級の交付を受けている方で、かつ、知的障害者更生相談所及び児童相談所において知能指数が50以下と判定された方			
④ 精神障害者保健福祉手帳2級の交付を受けている方のうち、直近の更新前は手帳の等級が1級であった方			
※制度対象者の拡充に伴う受給者の見込数：約1,700人			
[参 考(他都市の状況・事業効果など)]			
府内全自治体で、令和6年8月1日から対象拡充予定			
(既に独自に精神障害者を対象としている府内自治体あり)			

令和6年度 京都市予算案 事業概要

保健福祉局

事務事業名	京都市くらし応援給付金支給事業 (定額減税の恩恵を十分に受けられない方、新たに住民税非課税世帯等になる世帯への給付)		
予 算 額	14,875,000 千円 (※別途、令和5年度3月補正 予算に880,000千円を計上)	新規・充実・継続の別	継続
担 当 課	生活福祉部 生活福祉課(741-7498)		
【事業実施に至る経過・背景など】 国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づき、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、「定額減税の恩恵を十分に受けられない方への給付」及び「新たに住民税非課税世帯等になる世帯への給付」を実施する。			
【事業概要】 1. 対象世帯等 (1) 定額減税の恩恵を十分に受けられない方（納税義務者のうち、定額減税可能額が令和6年分所得税額又は令和6年度分住民税所得割額を上回る方） ※ 定額減税可能額：（所得税分3万円＋住民税所得割分1万円）×（本人＋扶養親族等） (2) 令和6年度に新たに住民税が非課税となる方のみで構成される世帯 (3) 「令和6年度に新たに住民税均等割のみ課税となる方で構成される世帯」又は「令和6年度に新たに住民税均等割のみ課税となる方及び住民税均等割が非課税の方で構成される世帯」 ※ (2)(3)は、令和5年度に実施したくらし応援給付金（住民税非課税世帯又は住民税均等割のみ課税世帯を対象とした合計10万円の給付）の対象世帯を除く。 2. 支給額 (1) 対象者ごとに定額減税可能額が所得税額と住民税所得割額を上回る額（1万円単位で切り上げ） (2) 1世帯当たり10万円（※）、児童（18歳以下）1人当たり5万円 (3) 1世帯当たり10万円（※）、児童（18歳以下）1人当たり5万円 ※ 令和5年度に実施したくらし応援給付金において、家計急変世帯を対象とした3万円の給付を受給した世帯は、1世帯当たり7万円を支給（既に支給した3万円と合わせて10万円） 3. 支給開始時期 令和6年6月以降			
【参 考（他都市の状況・事業効果など）】 全国一律の給付制度			